

|          |  |
|----------|--|
| 氏名・(本籍地) | 岩崎 香(東京都)  |
| 学位の種類    | 博士(人間学)  |
| 学位記の番号   | 甲第64号  |
| 学位授与の日付  | 平成21年3月16日   |
| 学位論文題目   | 人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割に関する研究<br>—精神保健福祉領域における実践過程を通して— |
| 論文審査委員   | 主査 石川 到 覚<br>副査 萩原 康 生<br>副査 安梅 勅 江                    |

## 岩崎 香氏 学位請求論文審査報告書

### 「人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割に関する研究 —精神保健福祉領域における実践過程を通して—」

#### 論文の内容の要旨

本研究は、人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割に関する実践的なモデルの提示が目的であり、その背景には、社会福祉基礎構造改革における福祉サービス供給システムの転換による契約制度の導入によって、判断能力が不十分な認知症高齢者、障害者等の人権擁護の課題に応えるためである。また、ソーシャルワーカーによる人権保障の形成は、ソーシャル・インクルージョンを志向する国際的な潮流もあり、国連の「障害者権利条約」の採択などの動きにも呼応している。

本論文の概要は、序章において研究目的や背景および意義とともに、論文の全体構成を示している。第1章のソーシャルワークにおける人権擁護(アドボカシー)は、ソーシャルワークの枠組みの中で、人権を擁護する機能や役割がどう捉えられ、実践されてきたのかを先行研究をレビューしながら、現在の研究動向の到達点を確認している。第2章の精神科医療システムとソーシャルワークでは、精神保健福祉領域のソーシャルワークに焦点化し、精神科医療の歴史、医療構造の特性とともに、そこで展開されてきたソーシャルワーカーの実践について論じている。第3章の精神保健福祉領域におけるソーシャルワーカーの人権擁護機能では、ソーシャルワーク実践での機能を明確化する調査研究の成果を示しているが、その第一次調査では病院機能評価を受けた精神科病院に10年以上勤務するソーシャルワーカー7名を対象とした半構造的なインタビュー調査を踏まえ、その分析結果から二次調査での医療機関、地域の福祉サービス事業所、公的機関などに勤務するソーシャルワーカー(9グループ)に対して、フォーカス・グループインタビュー法を用いた分析結果から7つの機能を導き出している。第4章のソーシャルワーカーの「人権擁護機能と役割」に関する実践モデルの生成では、ソーシャルワーカーを対象とした調査結果を踏まえ、障害当事者によるグループインタビュー(3グループ)によって更なる分析と評価を加えている。また、障害当事者からは、守秘義務の堅持、個別性を尊重した支援、側面的な支援による自己決定の尊重といっ

たソーシャルワーカーの専門性に対する信頼関係を基盤にした人権擁護の7つの機能と役割を検証している。まとめとなる第5章の人権を擁護する実践の課題と今後の展望では、ソーシャルワーク実践における人権擁護研究の課題を再整理し、ソーシャルワークの命題である価値や倫理などについても考察を加え、本研究の限界を示しつつ、今後の研究の方向性を示している。

その要点は、①気づきとなる発見機能、②守秘義務やアカウンタビリティにもなる情報提供機能、③クライアント主体の個別支援を促進する調整機能、④人権擁護に直結する代弁・代行機能、⑤スーパービジョンやコンサルテーションを含む啓発・教育機能、⑥病院の変革や新たな機能の拡充に向けたネットワーキング機能、さらに⑦ソーシャル・アクション機能を含む7つの機能を導き出し、それらの人権擁護の機能とソーシャルワーク実践におけるクライアントとの相互作用プロセスとを動的な過程にある7つの機能とがエンパワメントによって循環する実践モデルを提示している。その結論では、人権を擁護するソーシャルワーク・モデルは、クライアントの生活上の権利を支援する目的とプロセスの志向性によってクライアント自身のエンパワーのみならず、ソーシャルワーカー自身もエンパワーされる実践モデルであり、双方のセルフ・アドボカシーに寄与する実践モデルでもあると結論づけている。

## 審査結果の要旨

予備審査から本審査に至るまでの審査過程において、本論文が人権保障の確立に向けて人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割の明確化とともに、実践的に活用できるソーシャルワーク・モデルを提示した点に高い評価が与えられた。その研究内容に関する評価でも、我が国の権利を擁護するソーシャルワーカーの典型例として精神科ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）を中心にした日常的な実践を丹念なインタビュー調査（フォーカス・グループインタビュー法）によって精緻に分析した上で、障害当事者からの評価も加えるといった研究構成で考察している点で優れて実証的な研究であるとした。

本論文の研究関心は、社会福祉基礎構造改革における福祉サービス供給システムの転換による契約制度の導入により、判断能力が不十分な認知症高齢者、障害者等の人権擁護がソーシャルワーカーにとっても喫緊の課題になっている点にある。ソーシャルワーカーが実践する現場において具現化すべき必要性に迫られているという現実的な課題の解明にもあった。ソーシャルワーカーが実践する現場では、自らその権利を行使できない人、あるいは障害によって自らの権利に気づかない人に対し、その権利を獲得するプロセスを支援するとともに、その人たちのセルフ・アドボカシーにも寄与するといった視点から人権を擁護するソーシャルワーク実践のモデルを描き出そうとした。この論文を簡潔に示せば、「ソーシャルワーカーが人権擁護機能を発揮するプロセスのモデル化」の研究であるといえる。人権擁護ソーシャルワークにおけるクライアントの個別ニーズからソーシャル・インクルージョンを志向するというミクロ領域からマクロ領域に至るまでのソーシャルワーク実践の構図を描き出している。

本論文の意義は、リーガルモデルによる研究の蓄積は増えてきたもののソーシャルワーク研究の領域では、本論文でも述べているように我が国の研究が1970年代になって漸く「代弁」や「弁護」が人権を擁護する機能として登場し、その後、ソーシャルワークの中心的な機能として位置づくようになってきたように研究の積み上げが少ない。また、ソーシャルワークにおけるアドボカシー機能は、ミクロ領域とマクロ領域を結ぶインターフェースであると論じられてきたこともあり、人権を擁護する機能は単なる代弁・弁護ではなく、日常生活を支援する実践であってエンパワメントの視点を含むプロセスが注目されている。こうした動向を踏まえた本論文の意義は、人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割にお

ける「実践モデル」を提示することで、ソーシャルワークの理論と実践をつなぎ、ソーシャルワーカーの専門性の向上やセルフ・アドボカシーにも寄与するという点である。人権保障を求めるマイノリティの中でも、今もって人権上の課題を多く残している精神障害者を対象としたソーシャルワーク実践の中で、その権利擁護の機能を明確化して、人権を擁護するソーシャルワーク実践のモデルを提示したことは、ソーシャルワーカーの専門性の向上や人権に関する啓発的な意義を持つ。本研究の成果は、従来のソーシャルワーク研究における人権の擁護に関する研究が抽象的で理念的な提示に留まっていた中で、ソーシャルワーカーによる実践場面に活用できる新たなモデルを示したことは社会的にも大いに貢献するものとなる。なお、研究方法としてフォーカス・グループインタビュー法の活用は、研究に協力したソーシャルワーカーや障害当事者が新たな気づきを得る経験を共有できた点で評価でき、研究方法そのものが啓発的な意味を持っていたといえよう。

本研究の限界と今後の課題は、論者も述べるように提示したモデルの妥当性に対する検証に課題が残され、本研究の対象者が精神保健福祉領域に特化した精神障害をもつ当事者を支援するソーシャルワーカーに限定した点である。他領域のソーシャルワーカーとの比較検討により、ソーシャルワーカーの人権擁護機能として一般化させる研究が望まれる。さらには、ソーシャルワーク研究に焦点化したため、多くの人権研究を取り上げていない点では更なる研究の深化を求めたい。